

---

一般財団法人 日本冷凍食品検査協会  
http://www.jffic.or.jp  
JFFICメールマガジン 2016年 第5号

---

お客様

いつもJFFICメールマガジンをご愛顧いただき誠にありがとうございます。  
当メールマガジンは、当会の各部持ち回りで執筆しております。  
今号は、当会「衛生検査部」より、下記項目についてご案内いたします。  
(URLをクリックすると当会ウェブサイトの該当ページが開きます)

当会の組織変更により、4月1日から「検査部」が「衛生検査部」に変更になりました。  
「衛生検査部」は、輸出検査及び、食品製造業・食品流通業者からご依頼をいただき、  
工場監査・店舗調査を担当している部門になります。  
新年度になりましたので、今回は、当会が実施しております輸出検査の概要についてご説明いたします。

当会で実施しております輸出検査は、下記の①②があります。

①衛生証明書 (HEALTH CERTIFICATE) の発行

日本国と相手国との二国間協定に基づき、国又は国が認めた機関が発行する証明書で  
二国間で定めた基準等が合致した場合のみ、発行されます。  
当会が衛生証明書を発行している品目は下記になります。

- ・ロシア向け輸出水産食品
- ・ブラジル向け輸出水産食品
- ・豪州向け輸出水産食品
- ・ウクライナ向け輸出水産食品
- ・ナイジェリア向け輸出水産食品

衛生証明書は、官能検査を実施いたしますが、官能検査とは、人間の感覚（視覚、聴覚、味覚、嗅覚、触覚など）  
を用いてさまざまなもの（食品等）の特性を、一定の手法に基づいて評価したり測定したりする検査になります。  
輸出水産食品の検査については、検査員が外観、におい、組織等を確認します。

②試験成績証明書 (EXAMINATION CERTIFICATE) の発行

